

指定管理者評価委員会の評価結果について

1. 施設概要と状況

施設名	隠岐広域連合立「仁万の里」
指定管理者	社会福祉法人 博愛（隠岐の島町）
設置目的	隠岐圏域の障がい者を総合的に支援するため

2. 評価期間

平成30年4月から平成31年3月まで

3. 評価結果

評価項目	評価		特記事項
	(指定管理者)	(評価委員会)	
管理運営に係る事項			
利用者への対応と創意工夫			
専門的支援の充実	b	c	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者1人ひとりのニーズに即した個別支援計画が丁寧に作成され、PDCAサイクルが実施されている。 ・資格取得に際して、情報提供や勤務の配慮を行うことで、支援の基礎となる介護福祉士の資格保有者も増え、一定程度、専門的支援が充実していると考えられる。 ・一方で、現行の支援を否定する訳では無いが、週末等のユニット配置職員が1名体制の状況もあり、安心して過ごせる環境の提供としては不十分。人員体制の評価項目は別にあるが、人員不足が多く、支援に影響を及ぼしている部分もあることから、「c」評価とする。
サービスの向上	b	b	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者満足度調査の結果、それぞれの項目に不満があるものの年々減少しているように見受けられ、満足度が高まりつつあると評価できる。 ・利用者満足度調査は、回答しやすい工夫を行っているが、「わからない」「未回答」の割合が増加しており、聞き取り方の更なる工夫が求められる。
苦情対策、トラブルの未然防止、要望の把握・対応	b	b	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者と職員が苦情解決の共通認識を図れるよう、フローチャートの更新、周知を行っており、意見や苦情が述べやすい環境が整備されている。 ・苦情解決第三者委員会、人権相談会を開催し、苦情や要望等について適切に処理されている。
自主事業の取り組み	b	b	<ul style="list-style-type: none"> ・地域に根差した施設としての交流事業や意見交換会等、自主事業について概ね実施されている。
管理物件の維持管理			
維持管理の状況（a・c評価のみ）	a	a	<ul style="list-style-type: none"> ・日常の安全管理、管理物件等の保守管理が適正に実施されている。
経費の節減	b	b	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者が安心して生活できる環境を考慮しながら、経費節減の取組を継続しており、適正な費用で業務が実施されている。
啓発活動等			
地域に開かれた施設運営	b	b	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民との交流を図るための主催事業が計画どおり実施されている。
関係者、他施設等との連携	a	a	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者、学校、関係施設等と積極的な連携を図り、事業をより効果的に行っている。
業務実施体制に係る事項			
危機管理体制			
危機管理体制（a・c評価のみ）	a	a	<ul style="list-style-type: none"> ・各種マニュアルに基づき安全に関する訓練等が実施されている。 ・事故等が発生した際は、ヒヤリハットまたは事故報告を行い、改善策を各部署で協議するとともに、情報共有に努め、緊急時に備えている。

指定管理者評価委員会の評価結果について

1. 施設概要と状況

施設名	隠岐広域連合立「仁万の里」
指定管理者	社会福祉法人 博愛（隠岐の島町）
設置目的	隠岐圏域の障がい者を総合的に支援するため

2. 評価期間

平成30年4月から平成31年3月まで

3. 評価結果

評価項目	評価		特記事項
	(指定管理者)	(評価委員会)	
組織体制			
人員配置体制（責任体制、配置）	c	c	・各種委員会を機能させ、サービス水準の向上に努めているが、適正職員数に対して、11人減の配置となっており、業務に支障をきたしている。 ・福祉施設の人材不足は、指定管理者のみの問題や責任では無いことから、広域連合を中心に各町村が人材確保の取組を進めなければならない。
人材育成			
職員研修の実施	a	a	・島内外の研修への参加及び施設内部での研修を積極的に開催しており、研修メニューは充実している。
コンプライアンス体制			
法令遵守体制（a・c評価のみ）	a	a	・島根県実地監査について、適切に対応、是正改善しており、法令遵守体制が確保されている。
財政基盤・財務			
収支状況	b	b	・収支計画を上回る実績となったが、主な要因は人員不足による人件費の減であるため、「b」評価とする。
総合評価	A（17点）	A（16点）	

項目評価の目安

- a：水準を上回る（2点）
- b：水準どおり（1点）
- c：水準を下回る（0点）

総合評価の目安（26点満点）

- S：実績が協定書等の内容や目標を上回り、優れた管理が行われたもの（21点以上）
- A：概ね協定書等の内容どおりの管理が行われており、適正な管理が行われたもの（16点～20点）
- B：実績が協定書等の内容や目標を下回り、さらなる工夫、努力及び改善が必要なもの（11点～15点）
- C：管理運営が適切に行われたとは認められず、大いに改善が必要なもの（11点未満）